「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための環境省の対応について(案)」(2/16公表)からの主な変更点について

平成 28 年 3 月 環 境 省

該当箇所	変更点	修正理由
概要・本体の	・「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のため	・食品リサイクル法に基づく取組については農林水産省と共同
標題及び全体	の対応について (廃棄物・リサイクル関係)」に修正	であり、その趣旨を明確化するため。
	・食品リサイクル法に基づく取組について、農林水産	
	省等と共同という旨、追記。	
概要・左真ん中	・食品ロス削減に向けた現在の政府としての取組内容	・2/24の中央環境審議会循環型社会部会等において、食品
本体・P4	を追記。	ロス削減に向けた取組が重要である旨の御意見を多数いただい
		たため。
概要・項目 2	・「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」につい	・2/26の食品安全行政に関する関係府省連絡会議において、
本体・P9	て追記。	政府全体の本事案への今後の対策を申し合わせたため。
概要・項目 3	・問題となった事業者に対して、食品リサイクル法に	・3/10付けで食品リサイクル法に基づく登録の取消処分を
本体・P13,17	基づく登録を取り消した旨追記。	行ったため。
概要・項目 4	・「併せて、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関	・2/24の中央環境審議会循環型社会部会等における御意見
本体・P15	係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両	や2/26の食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ等
	面から、隙間のない対策を講ずることを検討。」との	において、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対
	一文を追記。	策の重要性が指摘されたため。
概要・項目 4	・電子マニフェストについて、委託契約に沿った廃棄	・関係者からの御意見において、マニフェストについて、廃棄
本体・P24	物の適正処理の実施状況を具体的に把握するため必	物の処理フローをより的確に把握し、具体的な処理状況を確認
	要な措置の実施について追記。	できるようにする必要があるとの御指摘をいただいたため。
本体・P28	・ の「報告徴収・立入検査の実施、必要に応じた登	・2/24の中央環境審議会循環型社会部会等における御意見
	録の取消し」との記載及びの「国による立入検査と、	等において、積極的な報告徴収・立入検査の実施の記載や、国

	地方公共団体による廃棄物処理法に基づく立入検査	と自治体の同時立入検査による効率の向上について、御指摘い
	との連携」との記載を追記。	ただいたため。
概要・項目 4	・排出事業者責任の徹底のため、同責任に基づく必要	・2/24の中央環境審議会循環型社会部会等における御意見
本体・P33,34	な措置に係るチェックリストの作成と、当該措置の適	等において、排出事業者責任の徹底等に関する御指摘を多数い
	正な実施に係る都道府県や関係団体への通知につい	ただいたため。
	て追記。	
本体 P35	・食品廃棄物の転売防止のための排出事業者への要請	・関係者からの御意見において、排出事業者への要請に当たっ
	に当たって、「廃棄方法がリサイクルの阻害とならな	ては、食品リサイクルを促進することを前提としつつ、食品リ
	い」ように内容を検討する旨、追記。	サイクルの促進が不正転売につながらないような仕組みを検討
		すべきとの御指摘をいただいたため。